

物品供給単価契約書（案）

支出負担行為担当官 青森労働局総務部長 ●●●●●（以下「発注者」という。）と（会社名・役職名・代表者氏名）●●●●●（以下「受注者」という。）とは、A重油の購入（以下「業務」という。）に関し、下記条項により契約を締結する。

記

- （信義誠実の原則）
- 第1条 発注者及び受注者は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。
- （契約の目的）
- 第2条 受注者は、別冊仕様書に基づき業務を行い、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。
- （契約単価及び予定数量）
- 第3条 契約する品名、規格及び単価等は、次のとおりである。
- | 品名 | 規格 | 数量 | 単価 |
|-----|------------|-------|--------------|
| A重油 | J I S 1種1号 | 1リットル | ●●●. ●●円（税込） |
| A重油 | J I S 1種2号 | 1リットル | ●●●. ●●円（税込） |
- 2 単価に数量を乗じて算出された額に、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、110分の10を乗じて得た額（円未満の端数切捨て）を消費税額及び地方消費税額として支払うものとする。
- 3 予定数量は、別冊仕様書のとおりとする。ただし、数量を保証するものではない。
- （契約保証金）
- 第4条 この契約の保証金は、免除する。
- （履行期間及び場所）
- 第5条 この契約の履行期間及び場所は次のとおりとする。
- 期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 場所 支出負担行為担当官指定の場所
- （費用負担）
- 第6条 この契約書に別に定めるものを除き、受注者がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、受注者の負担とする。
- （遅滞料）
- 第7条 発注者は、受注者が第5条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。
- （納期の無償延期）
- 第8条 受注者は、天災地変その他受注者の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、発注者に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、その事由が正当であると認めたときは、前条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。
- （納期の有償延期）
- 第8条の2 受注者は、第11条に規定する事由以外の事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。
- （監督）
- 第9条 発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する監督職員に受注者の業務を監督させ、

必要な指示をさせることができる。

(業務の完了検査)

第10条 発注者は、受注者から物品が納入されたときは、速やかに物品の検査を行うものとし、検査に合格したときは、直ちに物品の引渡を受けるものとする。

2 検査に要する費用及び変質または消耗、毀損による損害はすべて受注者の負担とする。

3 受注者は、検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者は自らの都合により検査に立ち会わないときには、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 受注者は、前条の検査の結果、不合格と決定された物品については、遅滞なく引き取り、すみやかに代品を納入しなくてはならない。

5 物品の所有権は、引渡を完了したときに移転するものとする。

(契約金額の支払)

第11条 受注者は、納入後10日以内に、第3条の規定により支払請求書を作成し、対価の支払いを官署支出官青森労働局長宛に請求するものとする。支払請求書には請求金額のほか納入月日、納入場所及び納入数量を記載するか、またはこれらを明らかにした内訳書を添付するものとする。

2 発注者は、前項の規定により受注者から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第12条 発注者は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期間内に対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第13条 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により発注者に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第14条 受注者は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第15条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 受注者は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 受注者は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により発注者の承認を受けなければならない。

4 受注者は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、発注者は、特に必要と認めた場合は、受注者に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 受注者は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 受注者は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに発注者に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(契約の解除)

第16条 発注者は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に受注者は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として発注者の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催

告を要しない。

- (1) 第8条及び第8条の2の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。
- (2) 受注者の都合により、受注者が発注者に対して本契約の解除を請求し、発注者がそれを承認したとき。
- (3) 受注者の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 発注者が行う現品の検査又は納入に際し、受注者又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 第14条の規定に違反したとき。

3 発注者は、受注者について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 発注者による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る発注者又は受注者の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(危険負担)

第17条 天災その他不可抗力又は発注者受注者双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、受注者は当該契約を履行する義務を免れ、発注者は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して発注者に損害を与えたときは、発注者に対し、その損害を賠償するものとする。

2 受注者は、この契約の履行に着手後、第16条第1項による契約解除により損害を生じたときは、発注者の意思表示があった日から10日以内に、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

3 発注者は、前項の請求を受けたときは、発注者が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第19条 発注者は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、第1項第3号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第20条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、発注者の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当したとき。

2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第21条 受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第22条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第23条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第24条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第25条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負

人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第26条 発注者は、第16条第2項、同条第3項、第22条、第23条、第25条第2項、第29条及び第32条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第16条第2項、同条第3項、第22条、第23条、第25条第2項、第29条及び第32条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第27条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第28条 受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約の解除等)

第29条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 受注者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する書類等に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第30条 第29条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(法令遵守)

第31条 発注者は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(納物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第32条 発注者は、第10条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を受注者に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、受注者はこれに応じなければならない。なお、発注者は、受注者に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 発注者の選択にしたがい、発注者の指定した期間内に、受注者の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) ただちに代金の減額を行うこと

2 発注者は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、受注者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 受注者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適

合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第33条 この契約の履行に当たり、発注者及び受注者間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ発注者受注者協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については青森地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第34条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第12条、第14条、第16条第2項、第18条、第20条、第21条、第24条、第26条、第30条、第32条、第33条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○年○月○日

発注者 青森市新町二丁目4-25
支出負担行為担当官
青森労働局総務部長 ●● ●● 印

受注者 (所在地)
(会社名)
(役職名・代表者氏名) 印

契約金額内訳書

品目	購入予定数量	単位	単価 (円・税込)	総額 (円・税込)
A重油1種1号	14,400	ℓ		
A重油1種2号	24,700	ℓ		
			合計（税込）	0
			消費税	0
			合計（税抜）	0